社説

所得税金額の達に付き

所得税法施行細則第十五條に據れば所得税の等級金額は毎年八月十日までに納税者に達す可き筈にして當局者の苟も等閑にす可らざる所なるに今や我東京市に於ては納税者にして未だ其達を受けざるもの多し或は多數の納税者中一二の脱漏ならば何かの手落か又は特別の事情あることゝ推測し得べきも現に八月十日の期限を過ぎながら市民中何等の達をも受けざるもの少なからずとありては之を目して怠慢と認めざるを得ず若しも當局者が期日に遅れ八月末に到りて等級金額を達し納税者に於て其金額を不當とすることあらんか所得税法第十九條に據りて其達を受けたる日より二十日以内に所得金明細書及び其證憑を添へ府知事に申出で府知事は該法第二十條に隨て常置委員會に付して調査せしめ其決議に據りて之を處分することゝならん然るに實際に納税期は九月一日に始まりて三十日に終るものなれば其間の時日甚だ切迫して些かの餘裕なしと云ふべし或は税法第二十條の但書に其處分納税後に渉るときは税額の不足あるものは之を追徴し過剰あるものは之を還付す可しとあるに依り大なる不都合なかる可しと云はんかなれども現行法に於て八月十日までに等級金額を達するの規定は八月十日以後と九月一日以前との間に凡そ二十日間の餘裕を置き納税者に服否を決せしむるの猶豫を與へたることゝならん實は通達の期日と納税の期日との間に一箇月内外の猶豫あるも尚は充分とは見る可らざるに今や八月十日の期限を過ぐる既に十數日なるにも拘はらず等級金額も達せずして自然に二十日間の申出期限を失せしめ不服ながら納税せしむるが如き緩慢なる處置は其筋に何等の事情あるも文明の今日決して許す可らざる所なり我輩の推測を以てすれば斯る緩慢の處置は畢竟所得金高の調査苛細に過ぎて入らざる穿鑿に時日を消するが爲めに外ならざる可し若しも果して然らんには寧ろ收税の目的を誤るものと云はざるを得ず調査いよ〳〵密なるときは數字の上にては金額の大なるを見ることもあらんなれども之が爲めに入らざる穿鑿に追はれて法文に規定したる通達の期日を失し從て滯税者を生じて收税上の混雜を招く其結果は實際に收入を減ずることなかる可きや竊に政府の爲めに危まざるを得ず且つ又通達の遲滯今日の如くなるときは納税者が施行細則第十五條を楯に取りて違法の達は請取り難しなど主張することもあらば如何に之を處分せんとするか餘所ながら掛念に堪へず當局者の注意を希望する所なり

○内務省の水害善後協議會　[illegible]せし如く内務省にては昨日午前十時より水害[illegible]に關する協議會を開き板垣内務大臣を始め[illegible]古市土木局長、三崎縣治局長、小野田警保局長、[illegible]及び[illegible]の書記官並に高野長野、[illegible]山岐阜、小[illegible]野富山縣[illegible]事等[illegible]合して[illegible]の慘況と善後の[illegible]を[illegible]し[illegible]各府縣の被害に對する國庫補助の要求額は三十萬圓乃至五十萬圓にして容易に精細なる計算上の比較を爲すこと能はざるが故に更に各縣知事より詳細の調査書を差出さしむる事
秋季の修繕を俟つに遑なくして應急工事を施す分は成るべく急速に支出する事但し第二豫備金の殘餘は僅少なるに付き國庫剩餘金より緊急支出を爲す事、復舊工事に就き大體の計畫は土木監督署及び内務省擔當技師其設計を爲し各地方官の調査書と對照の上實施する事
等を議決し午後一時過ぎ散會したるよし

○臨時檢疫費の支出　昨今群馬縣外十一縣に赤痢病流行するに付き臨時檢疫部を設置するの經費として内務大臣より金二萬九千圓餘第二豫備金より支出の儀を請求したるに付き大藏大臣は右の請求額を一萬三千圓に減額するの協議を遂げ其交渉纏まりたるを以て一昨々日同大臣より右支出の儀を奏請したるよし

○新潟縣の水害復舊工事費　新潟縣廳にては兼て水害を被りたる堤防、道路、橋梁の復舊工事に就て取調べ中なりしが今度出來上りたる設計に據れば其工費總計百四萬七千四百六十八圓餘（内堤防補助費八十四萬六千三百九圓餘、道路橋梁費廿萬千百五十九圓餘）を要する由にて一昨廿日より開會せし臨時縣會の議に附したる末國庫の補助を請求する筈なりと云ふ

○英國は速に向背を決す可し　英國のブラックウード雜誌は露國の東洋政略ます〳〵其歩を進め英の利益を害するの勢あるは等閑に附し難き所にして速に之に應ずる自衛の策を講ぜざる可からず其れには敵味方を明かに區別すること肝要なりと論ぜる其要旨に曰く我國は既に支那の頼むに足らざるを知り之を排斥せる以上は差し詰め日本と提携するの外ある可からず吾々は彼國を友國と稱するのみか時としては同盟國と呼ぶことさへあれども然も如何なる根據ありて斯く呼ぶやと問はるゝ時は其答に窮す可し成程我國は日本が支那を破りて收めんとしたる戰勝の利益を奪ふに與せず又治外法權の撤去を承知せるものは英國こそ即ち筆頭第一なれば自から彼國の我に對する感情も露に比して宜しきに相違なけれども是れまで日本の機嫌を損じたるの例少なからざれば若し我國にして彼の新强國に味方することに決したらば必要の際は力を貸して其後楯となるの覺悟なかる可からず數年の後は日本の海軍力大に發達す可きを以て之に英の東洋艦隊聯合すれば最早や海上に於ては恐ろしき敵なき上に陸には歐洲の先進國すら尚は遜色ある彼の五十萬の雄兵と連絡を通ぜんか露の野心を制すること易々たる業のみ要するに我國が今日の如く露に先んぜられし所以は向背を決するに躊躇し日本と斷然同盟を結ぶを憚ると同時に復た支那を棄つるに忍びざるに職由するなれば一刻も早く歸する所を定めんこと切望に堪へずと云々

○皇太子殿下の中宮祠行啓　栃木縣日光に御避暑中なる皇太子殿下には昨廿一日中宮祠へ行啓あらせられ同湖畔近の勝地を隈なく御遊覽遊ばされたる由

○閑院宮殿下村相撲を御覽せらる　閑院宮殿下には此程御演習の爲め神奈川縣橘樹郡中原村小杉に一泊せられし由なるが其際村民は此無上の光榮を喜ぶの餘り同村字小田中なる大塔宮境内へ御休憩所を設けて殿下を迎へ素人相撲煙火等を御覽に入れしに殿下は御機嫌に思召され相撲に勝ちたる者へは親しく御盃を賜りしよし

○梨本宮殿下の御快癒　去る十六日廣嶋縣下山陽鐵道梅田驛附近を御微行の際御乘馬逸去の爲め御顔部及び肩部に微傷を負れたる第五師團歩兵第十一聯隊士官候補生梨本宮守正王殿下は一昨日御快癒の上出勤ありたる旨同日折田同縣知事より其筋へ電報ありたり

○皇族旅行　北白川宮恒久王殿下は避暑のため昨二十一日神奈川縣下箱根地方に旅行されたり

○米國駐剳朝鮮公使の寄港　米國駐剳朝鮮公使李範晋氏は夫人、令息及び隨行員二名と共に加奈陀郵便船インプレス　オフ　チャイナ號にて一昨日午後五時横濱に着したるに付本邦駐剳同國公使館書記李鶴榮、高羲敬、李明翊の三氏は直ちに氏を同船に訪問したるに氏は何故か上陸を好まず長崎へ寄港の際も懇意の英人に伴はれて一寸上陸し間もなく歸船したる程なりしと右に付本邦駐剳公使李夏榮氏は同日午後八時三十四分新橋發汽車にて横濱に赴き昨日本船に赴きて李範晋氏に面會したるがチャイナ號は同日正午ヴアンクーヴアーへ向け横濱を解纜したり

○米國星學者の歸港　曩に日蝕皆既觀測の爲め渡來中なりし米國の星學者ドット氏の一行は北海道江刺より佛國巡洋艦アルジャー號にて一昨日横濱に歸港したるが不日米國周遊船コロチット號にて歸國の途に就く筈なりと

○軍艦の發着　軍艦須磨は一昨日横須賀港へ投錨、同磐城は同日朝鮮國所安嶋へ向け佐世保港を拔錨、同武藏は同日根室へ向け函館を解纜、同高千穗は同日佐世保港へ投錨、同大嶋は去る十九日清國芝罘より威海衛へ廻航したるよし

○府下の赤痢病　先般來群馬縣下に赤痢病の流行甚だしく日々數百名の患者を發生し死亡者も尠なからず幸ひ府下には[illegible]の患者なかりしに兩三日前より北豐嶋郡上練馬村、西多摩郡霞村に同患者の發生を見るのみならず其他の各村にも漸次蔓延するの狀況あるに付き警視廳警務部にては掛員を特派して豫防消毒を嚴施しつゝある由なるが同病は多く飲料水より發生するものなれば人々は此際充分の注意あるべきことなり

○第四回土俗會　毎年麹町區富士見町明治義會講堂に於て催ほさるゝ夏期講習會出席の爲め各地方より會員の上京するを期とし先年有志者相謀りて土俗會なる者を起し風俗習慣に關する談話會を開き土俗學研究の一助となし既に去年迄に第三回の開會ありしが今年は人類學會々員有志者の發起にて本日午後五時より同講堂に於て第四回土俗會を開く由その問題は左の如し

育兒風習

（一）初生兒を何と稱するや
（二）二三才以上の男兒女兒に特段なる名稱あるや
（三）[illegible]は何才位迄負ふるや
（四）小兒を寢かすには如何なる語を用ふるや（東京にては一つ[illegible]ひなさいと云ひて彼に音をさせるなり）
（五）泣くをば止めさするには何と云ふや（東京にては「ワーよし〳〵」など云ふ）
（六）眠らする時の歌にて最も普通のもの如何（東京にては「ボーヤは好い子だねんねしな」）
（七）手の運動を習はする時何と云ふや（東京にては「にぎ〳〵」「だつむてんてん」「おいやり〳〵」「とつとのめ」等）
（八）大小便をさする時何と云ふや（東京にて「シイー」「ウーン」）
（九）抱き出す時如何にするや（東京「こゝ迄お出で甘酒進上」云々）
（十）小兒を嚇して黙らする言葉の中にて最も普通なるは何々か（東京にては[illegible]）
（十一）初生兒の[illegible]
其他右に類する[illegible]

蟬

繪の事は雪の[illegible]
の詩の言はぬ[illegible]
を物す人として[illegible]
斐も無しと枠[illegible]
筆野拙齋と云[illegible]
動の金圖も物[illegible]
ひよつかせしが[illegible]
傳茶漬を喰ふ[illegible]
ありしと見え[illegible]
を壁と共に破[illegible]
たるなりけり[illegible]
る眼をくわつ[illegible]
手だ今まで種[illegible]
頭も拔出した如[illegible]
も畫伯とも言[illegible]
驚かす爲め拔[illegible]
たいが豚では[illegible]
るが否や大地へ[illegible]
矢張り古い所を[illegible]
一の手だと精進[illegible]
猛虎の圖を描[illegible]
天尊像の軸を掛[illegible]

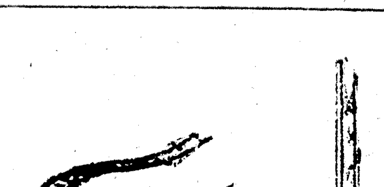

㊂るは寅の日の[illegible]
斯くて一月餘り[illegible]
もの自慢にはあ[illegible]
て面白ければ怒[illegible]
今か〳〵と打目[illegible]
沙門天は申すも[illegible]
恐れ入谷の鬼子[illegible]
刀比羅も推摩を[illegible]
命頂禮と念じな[illegible]
出せば不思議や[illegible]
りに家鳴するよ[illegible]